

1 国民健康保険税と国民健康保険料の相違

※ 根拠法令の条文は一部抜粋で記載した。

| | 国民健康保険税 | 国民健康保険料 |
|---------|--|--|
| 賦課の根拠 | <p>地方税法第 703 条の 4</p> <p>国民健康保険を行う市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。</p> <p>一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用</p> <p>二 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金の納付に要する費用</p> <p>三 その他国民健康保険事業に要する費用</p> | <p>国民健康保険法第 76 条</p> <p>市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収しなければならない。</p> <p>ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。</p> |
| 滞納処分の根拠 | <p>地方税法第 728 条</p> <p>滞納者が次の各号に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。</p> <p>一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき</p> <p>二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき</p> | <p>国民健康保険法第 79 条の 2</p> <p>市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第 23 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とする。</p> <p>地方自治法第 231 条の 3 第 3 項</p> <p>普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p> |

| | 国民健康保険税 | 国民健康保険料 |
|------|---|---|
| 消滅時効 | 地方税法第 18 条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。 | 国民健康保険法第 110 条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、これらを行することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅する。 |
| 不服申立 | 地方税法第 19 条 地方団体の徴収金に関する処分についての審査請求については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法の定めるところによる。 審査請求に関しては、徴税吏員がした処分はその者の所属する地方団体の長がした処分とみなす。 | 国民健康保険法第 91 条 保険給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査請求をすることができる。 ※ 東京都国民健康保険審査会は東京都に設置 |

2 三鷹市の国民健康保険税について

昭和 26 年 3 月の地方税法の改正により、従来、市町村が保険料の形で徴収していたものを、目的税として国民健康保険税を徴収できることとなった。三鷹市では、昭和 31 年 10 月より国民健康保険税を採用している。

3 本日まで更新された情報

(1) 子ども・子育て支援金の課税限度額

子ども・子育て支援納付金の課税額に係る課税限度額は 3 万円とする。

(2) 法定軽減（5 割、2 割）判定所得の引上げ

| | 被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額 | |
|-------|-------------------------|-----------------|
| | 現行（令和 7 年度） | 改正後（令和 8 年度） |
| 5 割軽減 | 30.5 万円 | 31 万円（5 千円引き上げ） |
| 2 割軽減 | 56 万円 | 57 万円（1 万円引き上げ） |

※ 標準保険税率（本算定）については示されていない。